

広島市修学旅行等支援事業交付要領

1 目的

本業務は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が、修学旅行や平和学習の実施に当たり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、感染予防対策等のため旅行費用の増加に苦慮していることから、旅行費用の一部を助成することで、安全・安心に本市を訪問し、被爆の実相や平和の尊さを学んでもらうことを目的とする。

2 助成対象期間

令和2年8月17日（月）から令和3年3月31日（水）（ただし、令和3年3月31日までに実績報告書の提出があり、事務局から振込が完了するものに限る。）とする。

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了。

3 内容

(1) 助成金の交付

ア 交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行業者。

イ 助成条件

次の要件を全て満たす学校行事を対象とする。

- (ア) 広島広域都市圏内の学校を除く
- (イ) 修学旅行や平和学習を学校行事として行うもの
- (ウ) 本市において次のいずれかを実施した学校

広島平和記念資料館の入館、被爆体験講話の受講、被爆体験伝承者講話の受講、その他
本市が認める平和学習を実施したもの

(参考) 広島広域都市圏

【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

【山口県】 岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

(エ) 次に該当する場合は助成の対象外とする。

- ・ 各種大会、イベント、会議への参加に伴う宿泊となる場合
- ・ 政治活動、宗教活動もしくは営利を目的とする場合
- ・ 公序良俗に反する場合

ウ 助成金の額

助成金の額は、1校当たり修学旅行等の参加者（児童・生徒）の実績に応じた表1の基本額により算出した額とする。ただし、助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（申請があった順に審査し、助成金を決定する。）。

（表1）

条件	1人当たりの額	1校当たりの上限額
広島広域都市圏内に宿泊なし	1,000円	300,000円
広島広域都市圏内に宿泊あり（※連泊等含む）	2,000円	600,000円

エ 助成金の交付申請、審査、決定について

助成金の交付を受けようとする者は、原則、助成金の対象となる修学旅行の実施日（出発日）30日前までに、次に定める書類を各1部提出し、助成金交付申請を行うこととする。（ただし、出発日が8月17日～9月15日のものについてはこの限りではない。）

事務局は、申請の内容について適正に審査し、助成金交付の適否について、交付決定通知書で通知するものとする。（申請書の受付は修学旅行の実施日（出発日）ではなく、助成金交付決定通知書の交付順とする。）

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 計画時点の修学旅行日程（行程）表（任意様式）
※宿泊を伴う申請は、日程（行程）表に宿泊施設名を記載のこと。
- ・ 広島平和記念資料館観覧免除申請書の写し又は、被爆体験講話及び被爆体験伝承者講話の講師決定メールの写し
- ・ その他、広島市が必要と認める書類

オ 修学旅行等が変更や中止になった場合

助成金の交付決定を受けた旅行者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出し、その承認を受けるものとする。

カ 修学旅行等の実績報告について

交付決定通知書が届いた助成事業者は、広島での修学旅行完了の日から起算して30日以内又は、令和3年3月31日を過ぎる場合は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに、次に定める書類を各1部提出し、実績の報告（請求）を行うこと。

- ・ 実績報告書（様式第3号）
- ・ 修学旅行日程（行程）表（任意様式）
- ・ 宿泊証明書（様式第4号）
- ・ 請求書（様式第5号）
- ・ その他、広島市が必要と認める書類

キ 助成金の交付について

事務局は、実績報告書の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部の取り消しを行う。なお、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (ア) 助成事業者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (イ) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (ウ) 助成事業者が、修学旅行実施後30日以内（ただし、令和3年3月31日を過ぎる場合には、令和3年3月31日までとする。）に、実施報告書を提出しないとき。
- (エ) その他助成金を交付することが適当でないと広島市が認める事由があったとき。